

宅地建物取引士



WORK CONTENTS

宅地建物取引士の3つの独占業務

1 物件に関する重要事項の説明

物件のトラブル回避のために、前もって買主・借主に説明しなければいけない事項を、法律の観点から説明にあたります。例：所有地や売主（借主）の権利、土地建物の用途、電気・ガス等の整備状況等

2 重要事項説明書への記名

重要事項を説明した書面（35条書面）を宅地建物取引士が間違いなく説明したことの証拠として、記名します。宅地建物取引士としての責任を果たしたことの証明となります。

3 契約書への記名

契約の当事者の合意内容を記載した書面（37条書面）の内容に間違いがないことを、宅地建物取引士が確認したことの証拠として、記名します。

難易度

中級

最短学習期間

6ヶ月

中大生人気学部

全学部

活躍のフィールド・就職先

不動産業界・金融業界などの
一般企業

受験資格に制限はありません

試験令和6年度	受験者数(A)	241,436名
	合格者(B)	44,992名
	合格率(B/A)	18.6%

問い合わせ先

一般社団法人 不動産適正取引推進機構 試験部

TEL 03-3435-8181

URL:<https://www.retio.or.jp>

試験ガイド

試験科目 択一式 ●試験時期／例年10月の第3日曜日

権利関係(民法等) 宅建業法 法令上の制限 税法 その他 計50問

いろいろな業種でニーズがあります！ 宅建士資格を奨励している企業は、さまざまな業種に及びます。まず、不動産業では法律で事務所に、業務に従事する者のうち5人に1人の割合で「宅地建物取引士」を置くことを義務づけられています。また、建設業界においても、営業・技術と職種に関係なく顧客に様々な角度からアドバイスが可能なため、宅地建物取引士は必要とされています。就職先として大学生の間で特に人気の高い金融機関も融資の際に不動産に担保を設定することが多いことから、宅地建物取引士としての知識を有する資格者は歓迎されています。特に信託銀行は宅地建物の取引を業務の一環としているので、取引部門には不動産会社と同様5名に1名の割合で専任の宅地建物取引士が必要なのです。



生協取扱スクール 一覧

スクール	生協オリジナルセミナー	クレアール	資格の大原	LEC東京リーガルマインド	資格の学校TAC/Wセミナー	伊藤塾
宅地建物取引士	通信	通信	通学／通信	通学／通信	通学／通信	通信